

1. ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する商標の不登録事由

(商標登録を受けることができない商標)

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

(第一号から第十六号まで略)

十七 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のがぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの

(第二項略)

3 第一項第八号、第十号、第十五号又は第十七号に該当する商標であつても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。

(第四項略)

本条は、商標登録を受けることができない商標について規定したものである。

第1項第17号は、ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章を有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするものに使用する商標についての不登録事由を規定したものである。

TRIPS協定第23条2には、「一のぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示を含むか又は特定する地理的表示から構成される商標の登録であつて、当該一のぶどう酒又は蒸留酒と原産地を異にするぶどう酒又は蒸留酒についてのものは、職権により（加盟国の国内法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、拒絶し又は無効とする」旨規定されている。この規定は、WTO加盟国に対し、こうしたぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示に関

する商標登録出願がされた場合は、誤認の有無にかかわらず、拒絶又は無効とすることを義務づけたものである。

ただし、TRIPS 協定第24条 9 では、「加盟国は、原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示を保護する義務をこの協定に基づいて負わない」旨規定されているため、我が国が保護すべき地理的表示は、その原産国において保護されているものに限られる。

(参考) TRIPS 協定における地理的表示の定義

TRIPS 協定第22条 1 では、地理的表示を以下のように定義している。

「「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。」

このため、地理的表示の保護は、商品のみを対象とし、サービスを対象とする義務はないと解されている。

これに対し、従来の商標法では、第 4 条第 1 項第16号に基づき、商品の品質や产地の誤認を生ずるおそれがある商標については、拒絶又は無効とすることが可能であるが、TRIPS 協定第23条 2 の規定のように、誤認の有無にかかわらず拒絶又は無効とすることは担保されていない。

このため、TRIPS 協定第23条 2 及び第24条 9 の規定に従い、商標法第 4 条第 1 項第17号において、WTO 加盟国のぶどう酒又は蒸留酒の产地を表示する標章のうち、当該加盟国において当該产地以外の地域を产地とするものに使用することが禁止されている標章を有する商標であって、当該产地以外の地域を产地とするものについて使用する商標を不登録事由として規定した。これに該当する具体的なぶどう酒又は蒸留酒の产地を表示する標章としては、例えば、「原産地名称の保護及びその国際登録のためのリスボン協定」に基づき国際登録さ

れたWTO加盟国のはう酒又は蒸留酒の原産地名称が考えられる。

(参考)「蒸留酒」の範囲

蒸留酒(Spirits)の具体的範囲については、TRIPS協定上の定義はないが、例えば、日本標準商品分類の「蒸留酒」には、しうちゅう、ウイスキー、ブランデー、シン、ラム、ウォッカ等が含まれている。

また、第17号では、日本國のはう酒若しくは蒸留酒の產地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章を有する商標であって、当該產地以外の地域を產地とするはう酒又は蒸留酒について使用する商標を不登録事由として規定した。

TRIPS協定は、加盟国が自国内のはう酒又は蒸留酒の地理的表示を保護することまでを義務づけるものではない。このため、国内のはう酒又は蒸留酒の產地を表示する商標については、従来どおり商標法第4条第1項第16号に基づき產地の誤認が生じる場合にのみ拒絶又は無効とすることも考えられる。しかし、その場合には、イ)はう酒又は蒸留酒の產地の表示の保護において、他の加盟国の產地に比べ国内の產地を不利に扱うことになり、また、ロ)TRIPS協定第24条9の規定により、原產国で保護されていない地理的表示については、他の加盟国において保護する義務が生じないため、他の加盟国においても我が國の產地が不利に扱われることになる。こうした点を考慮し、日本國のはう酒又は蒸留酒の產地を表示する商標についても、併せて保護することとした。

なお、今回の改正では、特許庁長官が、TRIPS協定第22条1に規定する地理的表示の要件を満たすと考えられる日本國のはう酒又は蒸留酒の產地を指定することとし、当該產地を表示する標章を有する商標を広く保護の対象とすることとした。

(参考)はう酒又は蒸留酒の地理的表示の使用規制について

TRIPS協定は、はう酒又は蒸留酒の地理的表示に関する商標を拒絶、

無効とすることに加え、その使用自体を禁止することを加盟国に義務づけている(第23条1)。このため、我が国では、商標法に加え、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の6第1項の規定に基づき、地理的表示に関する表示基準を定め、それを告示(平成6年12月28日国税庁告示第4号)し、ぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示の使用規制を行うこととしている(平成7年7月1日より適用)。

第3項は、第1項各号の規定のうち、「商標登録出願の時」を基準として判断すべきものを規定したものであり、今回の改正では、第17号が追加された。

TRIPS協定第24条5(b)には、加盟国において「地理的表示がその原産国において保護される日の前に、商標が善意に出願され又は登録された場合には、これらの商標が地理的表示と同一又は類似であることを理由として、これらの商標の登録の適格性若しくは有効性又はこれらの商標を使用する権利を害するものであってはならない」旨規定されている。この規定によれば、地理的表示が原産国において保護される日前に善意でなされた商標登録出願を拒絶又は無効とすることはできないこととなる。

商標登録出願時に原産国で保護されていない地理的表示に関する商標を出願した場合は、後に原産国で保護されることを知らずに出願したものと考えることが妥当であり、TRIPS協定第24条5(b)に規定する「善意」の要件を満たすものと考えられる。このため、第17号の不登録事由は商標登録出願時を基準として判断することとした。

(補説) TRIPS協定第24条5の規定について

TRIPS協定第24条5には、「(a)加盟国において第6部に定めるところに従い、加盟国においてこの節の規定を適用する日」か、「(b)当該地理的表示がその原産国において保護される日」のいずれかの日の前にされた善意の商標登録出願や商標権を保護すべき旨規定されている。このうち、(a)の規定は、既になされている商標登録出願の既得権の保護を目的とするも

第1章 WTO・TRIPS協定に対応した工業所有権法の改正

のであるため、改正法附則第12条において経過措置として規定している。

第四十七条 商標登録が第三条、第四条第一項第八号若しくは第十一号から第十五号まで、第七条第一項若しくは第三項若しくは第八条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反してされたとき、商標登録が第四条第一項第十号若しくは第十七号の規定に違反してされたとき（不正競争の目的で商標登録を受けた場合を除く。）、又は商標登録が前条第一項第三号に該当するときは、その商標登録についての同項の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

本条は、商標登録の無効審判の請求に対する除斥期間について規定したものである。

TRIPS協定第24条7には、「加盟国は、商標の使用又は登録に関してこの節の規定に基づいてされる申立てが、保護されている地理的表示の不当な使用が自国において一般的に知られるようになった日の後又は、当該日よりも登録の日が早い場合には、商標が当該登録の日までに公告されることを条件として、当該登録の日の後5年以内にされなければならないことを定めることができる」旨規定されている。

この規定は、地理的表示に関する商標登録出願が過誤により登録された場合は、当該登録商標に対する無効の請求を登録の日から5年以内に制限することができるなどを定めたものである。

これに対し、商標法では、第4条第1項各号に掲げる不登録事由のうち私益的事由に属するものについては、無効審判の除斥期間を認めているが、公益的事由に属するものについては除斥期間を認めていない（第47条）。

ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する商標についての不登録事由は、その産地を表示する標章に化体されたぶどう酒又は蒸留酒の名声を保護するものであり、これにより、利益を受けるのは当該産地の生産者等であるので、商標法第

4条第1項第17号の規定は私益的事由に該当するものと解される。

このため、今回の改正では、TRIPS協定第24条7の規定に従い、商標法第4条第1項第17号を理由とする無効審判の請求に対し、5年の除斥期間を認めたこととした。

ただし、TRIPS協定第24条7ただし書には、「当該地理的表示の使用又は登録が悪意で行われたものでないことを条件とする」旨規定されているため、不正競争の目的でぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する商標について商標登録を受けた場合は、本条の除斥期間の適用の対象から除外することとした。

(補説) 設定登録の日から5年とした理由

TRIPS協定第24条7では、無効審判の請求に対する5年の除斥期間の起算日を、「保護されている地理的表示の不当な使用が自国において一般的に知られるようになった日」又は「当該日よりも登録の日が早い場合には、商標が当該登録の日までに公告されることを条件として、当該登録の日」のいずれかと規定している。我が国の場合は、設定登録及び公報発行により、国内において一般的に知られるようになると考えられることから、後者の規定に従い、設定登録の日から5年の除斥期間とした。

2. WTO加盟国に係る紋章、印章等の不登録事由

(商標登録を受けることができない商標)

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

- 一 國旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標
- 二 パリ条約（千九百年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーリングで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボン及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正され

第1章 WTO・TRIPS協定に対応した工業所有権法の改正

た工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の國の紋章その他の記章(パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国)の国旗を除く。)であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標(第三号及び第四号略)

五 日本国又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国(政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの

(第六号から第十七号まで略)

(第二項以下略)

本条は、商標登録を受けることができない商標について規定したものである。

第1項第2号は、パリ同盟国(の國の紋章その他の記章であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標を不登録事由として規定したものあり、今回の改正では、WTO加盟国(の國の紋章その他の記章が追加された。

TRIPS協定第2条1には、「加盟国は、パリ条約第1条から第12条まで及び第19条の規定を遵守する」旨規定されており、その規定中で引用されているパリ条約第6条の3(1)では、イ)パリ同盟国(の國の紋章、旗章その他の記章や、ロ)パリ同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章等に係る商標登録出願について、拒絶又は当該商標登録出願が登録された場合にあっては、その登録を無効とすることが義務づけられている。

このTRIPS協定第2条1によれば、WTO加盟国についても、上記イ)及びロ)に掲げた紋章や印章に関する商標について、パリ同盟国(のものと同等の保護を与えることが必要となる。

このため、第2号では、WTO加盟国(の國の紋章その他の記章であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標についても、不登録事由とする旨規

定した。

また、第5号においても、同様の理由から、WTO加盟国の監督用又は証明用の印章又は記号のうち、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であって、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用するものについても、不登録事由とする旨を規定した。

3. 冒用した商標についての拒絶の査定

(拒絶の査定)

第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号の一に該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

(第一号から第三号まで略)

四 その商標登録出願に係る商標がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。以下同じ。）を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであるとき。ただし、その商標に関する権利を有する者からその商標登録出願が本文の規定に該当することをその理由とする登録異議の申立てがあつた場合に限る。

本条は、商標登録出願の拒絶の査定について規定したものである。

第4号は、パリ同盟国において商標に関する権利を有する者の承諾なく、その代理人等によりなされた商標登録出願について、正当権利者から登録異議の

第1章 WTO・TRIPS協定に対応した工業所有権法の改正

申立てがあった場合の拒絶の査定について規定したものであり、今回の改正では、WTO加盟国において商標に関する権利を有する者が追加された。

TRIPS協定第2条1には、「加盟国は、パリ条約第1条から第12条まで及び第19条の規定を遵守する」旨規定されており、その規定中で引用されているパリ条約第6条の7(1)では、パリ同盟国において商標に関する権利を有する者の承諾なく、その代理人等によりなされた商標登録出願について、正当権利者からの登録異議の申立て又は当該商標登録出願が登録された場合にその登録を無効とする請求を認めることが義務づけられている。

このTRIPS協定第2条1によれば、WTO加盟国において商標に関する権利を有する者についても、パリ同盟国において商標に関する権利を有する者と同等の保護を与えることが必要となる。このため、第4号では、WTO加盟国において商標に関する権利を有する者の承諾なく、その代理人等によりなされた商標登録出願についても、登録異議の申立てを待って拒絶する旨規定した。

【関連する改正事項】

◆商標法第53条の2（商標登録の取消しの審判）

商標法第53条の2についても、第15条第4号と同様の趣旨から、WTO加盟国において商標に関する権利を有する者が、冒用された商標登録の取消審判を請求できることとした。

V. 不正競争防止法の改正条文の解説

不正競争防止法については、TRIPS協定第2条1の規定に従い、以下の改正が行われた。

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

（第一号から第十一号まで略）

十二 パリ条約（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号に規定するパリ条約をいう。）の同盟国又は世界貿易機関の加盟国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」という。）を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であった者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為

（第二項以下略）

本条は「不正競争」の定義について規定したものである。

第12号は、パリ同盟国において商標に関する権利を有する者の承諾なく、代理人等が商標を使用する行為を不正競争として規定したものであり、今回の改正では、WTO 加盟国において商標に関する権利を有する者の承諾なく商標を使用する行為が不正競争として追加された。

TRIPS 協定第 2 条 1 には、「加盟国は、パリ条約第 1 条から第12条まで及び第19条の規定を遵守する」旨規定されており、その規定中で引用されているパリ条約第 6 条の 7(2) では、パリ同盟国において商標に関する権利を有する者の承諾なく、その代理人等が商標を使用することを阻止する権利を義務づけている。

この TRIPS 協定第 2 条 1 によれば、WTO 加盟国において商標に関する権利を有する者についても、パリ同盟国において商標に関する権利を有する者と同等の保護を与えることが必要となる。

このため、第12号では、WTO 加盟国において商標に関する権利を有する者の

承諾なく、その代理人等が商標を使用する行為についても、不正競争として規定することとした。

VI. 弁理士法の改正条文の解説

弁理士法については、WTO協定附属書1B「サービスの貿易に関する一般協定」における内国民待遇の規定（第17条）に従い、以下の改正が行われた。

第九条 弁理士ハ特許、実用新案、意匠若ハ商標又ハ特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）ノ規定ニ依ル国際出願（以下単ニ国際出願ト称ス）ニ関スル事項ニ付裁判所ニ於テ当事者又ハ訴訟代理人ト共ニ出頭シ陳述ヲ為スコトヲ得其ノ陳述ハ当事者又ハ訴訟代理人カ直ニ之ヲ取消シ又ハ更生セサルトキハ自ラ之ヲ為シタルモノト看做ス

第九条ノ二 弁理士ハ特許法第百七十八条第一項、実用新案法第四十七条第一項、意匠法第五十九条第一項又ハ商標法第六十三条第一項ニ規定スル訴訟ニ關シテ訴訟代理人タルコトヲ得

本二条は、弁理士の業務の特例について規定したものである。

サービスの貿易に関する一般協定第17条1には、加盟国は、約束表における条件に従い、内国民待遇を確保すべき旨規定されている。

これに対し、弁理士法旧第9条第2項及び旧第9条の2第2項においては、日本国籍を有しない弁理士が法廷で陳述する場合及び訴訟代理人となる場合には、日本国籍を有する弁理士であれば必要とされない裁判所の許可が必要とされる旨規定されていた。我が国は、日本国籍を有しない者に対し対等の待遇を与えていないこれらの規定については、内国民待遇の観点から廃止することが適当と判断し、約束表において弁理士サービスについて内国民待遇を確保する旨約束している。

このため、今回の改正では、サービスの貿易に関する一般協定第17条1の規定に従い、第9条第2項及び第9条の2第2項の規定を削除した。